

〔別紙〕

様式1

事業報告書
(自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団 瀬口眼科クリニック
 ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 兵庫県尼崎市武庫之荘1丁目4番10号
 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成30年11月19日
- (4) 設立登記年月日 平成30年11月27日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	瀬口眼科クリニック	2813027600	兵庫県尼崎市武庫之荘1 丁目4番10号	

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考
該当なし		

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種類	実施場所	備考
該当なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年7月31日 令和4年度決算の決定
 令和6年4月30日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人社団瀬口眼科クリニック
 所在地 兵庫県尼崎市武庫之荘1丁目4番10号

※医療法人整理番号 0 2 1 5 9

財 産 目 録
 (令和 6年 5月 31日現在)

1. 資 産 額 67,574 千円
 2. 負 債 額 13,367 千円
 3. 純 資 産 額 54,207 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	46,751
B 固 定 資 産	20,823
C 資 産 合 計 (A+B)	67,574
D 負 債 合 計	13,367
E 純 資 産 (C-D)	54,207

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-2

法人名 医療法人社団瀬口眼科クリニック
 所在地 兵庫県尼崎市武庫之荘1丁目4番10号

※医療法人整理番号 0 2 1 5 9

貸 借 対 照 表
 (令和 6年 5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	46,751	I 流動負債	13,367
II 固定資産	20,823	II 固定負債	
1 有形固定資産	7,884	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	664	負債合計	13,367
3 その他の資産	12,275	純資産の部	
(うち保有医療機関債)		科 目	金 額
		I 基 金	10,000
		II 積 立 金	44,207
		(うち代替基金)	
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	54,207
資産合計	67,574	負債・純資産合計	67,574

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。
 金額欄の「×××」に金額を記入し、不要な「×××」は削除すること。

様式4-2

法人名 医療法人社団瀬口眼科クリニック
 所在地 兵庫県尼崎市武庫之荘1丁目4番10号

※医療法人整理番号 0 2 1 5 9

損 益 計 算 書
 (自 令和 5年 6月 1日 至 令和 6年 5月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	158,000
2 事業費用	130,976
本来業務事業利益	27,024
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	27,024
II 事業外収益	769
III 事業外費用	
経常利益	27,793
IV 特別利益	
V 特別損失	429
税引前当期純利益	27,364
法人税等	5,617
当期純利益	21,747

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。
 3. 千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。
 金額欄の「×××」に金額を記入し、不要な「×××」は削除すること。

法人名 医療法人社団瀬口眼科クリニック

所在地 兵庫県尼崎市武庫之荘1丁目4番10号

※医療法人整理番号 0 2 1 5 9

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式6

監事監査報告書

医療法人社団 瀬口眼科クリニック
理事長 瀬口 道秀 様

私(注1)は、医療法人社団 瀬口眼科クリニックの令和5会計年度(令和5年6月1日から令和6年5月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書(注2)の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和6年 7月18日

医療法人社団瀬口眼科クリニック
監事 森 直也

(注1) 監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

(注2) 関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。